議案第８８号

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第203号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「令和５年４月１日から令和９年３月31日」を「令和９年４月１日から令和13年３月31日」に改め、同項の表中

「

4,830円	6,440円	4,830円	12,880円	12,880円	19,320円
9,660円	12,880円	9,660円	25,760円	25,760円	38,640円
12,080円	16,100円	12,080円	32,200円	32,200円	48,300円

」を

「

6,750円	9,000円	6,750円	18,000円	18,000円	27,000円
13,500円	18,000円	13,500円	36,000円	36,000円	54,000円
16,880円	22,500円	16,880円	45,000円	45,000円	67,500円

」に

改める。

別表中

「

5,790円	7,720円	5,790円	15,440円	15,440円	23,160円
11,580円	15,440円	11,580円	30,880円	30,880円	46,320円
14,480円	19,300円	14,480円	38,600円	38,600円	57,900円

」を

「

8,100円	10,800円	8,100円	21,600円	21,600円	32,400円
16,200円	21,600円	16,200円	43,200円	43,200円	64,800円
20,250円	27,000円	20,250円	54,000円	54,000円	81,000円

」に改め、同表備考第７号中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。